

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 株式会社エコリサイクル

代表取締役 谷口 浩治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

COPY

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和2年9月1日

許可の有効年月日 令和7年8月6日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 業の区分

破砕施設による中間処理

#### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類、イ 木くず、ウ 金属くず、  
エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上4品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県大館市花岡町字堂屋敷30番2

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

|           |      |
|-----------|------|
| 平成12年8月7日 | 新規許可 |
| 平成17年8月7日 | 更新許可 |
| 平成22年9月1日 | 更新許可 |
| 平成27年9月1日 | 更新許可 |
| 令和2年9月1日  | 更新許可 |

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

| 施設の種類、設置年月日、<br>許可年月日及び許可番号                                                                                        | 処理能力     | 数量 | 所在地(移動式にあつては駐機場)  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|-------------------|
| 廃プラスチック類の破碎施設<br>(廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)<br>(平成12年1月18日 設置)<br>(平成12年1月18日 許可)<br>(許可番号 館保-5579) | 96 t/日   | 1  | 秋田県大館市花岡町字堂屋敷30番2 |
| 廃プラスチック類の破碎施設<br>(廃プラスチック類、金属くず)<br>(平成28年3月28日 設置)<br>(許可番号 許可対象外)                                                | 4.8 t/日  | 1  |                   |
| 廃プラスチック類の破碎施設<br>(廃プラスチック類)<br>(平成17年1月25日 設置)<br>(平成17年1月25日 許可)<br>(許可番号 館福環-6555)                               | 12.8 t/日 | 1  |                   |

COPY